様式第十一の指定―第五表中「―Ⓑ」を「―Ⓑ―Ⓑ'」に改め、様式第十一の備考中34を35とし、20から33までを一ずつ繰り下げ、同備考19(1)ア．中(キ)をクとし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、同ア．(エ)中「Ⓑ」を「Ⓑ―Ⓑ'」に改め、同(エ)を同(オ)とし、同(ウ)の次に次のように加える。

(エ)購入した未利用熱の量の合計（原油換算kL）・・・Ⓑ'

様式第十一の備考19(2)ア．中(コ)を(サ)とし、(オ)から(ケ)までを(カ)から(コ)までとし、同ア．(エ)中「Ⓑ」を「Ⓑ―Ⓑ'」に改め、同(エ)を同(オ)とし、同(ウ)の次に次のように加える。

(エ)購入した未利用熱の量の合計（原油換算kL）・・・Ⓑ'

様式第十一の備考中19を20とし、同備考18(3)ア．中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、同ア．(ウ)中「Ⓑ」を「Ⓑ―Ⓑ'」に改め、同(ウ)を同(エ)とし、同(イ)の次に次のように加える。

(ウ)購入した未利用熱の量の合計（原油換算kL）・・・Ⓑ'

様式第十一の備考18(4)ア．中(ケ)を(コ)とし、(エ)から(ク)までを(オ)から(ケ)までとし、同ア．(ウ)中「Ⓑ」を「Ⓑ―Ⓑ'」に改め、同(ウ)を同(エ)とし、同(イ)の次に次のように加える。

(ウ)購入した未利用熱の量の合計（原油換算kL）・・・Ⓑ'

様式第十一の備考中18を19とし、9から17までを一ずつ繰り下げ、8の次に次のように加える。

9　特定―第2表及び指定―第2表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）別表第三の備考の規定については、平成二十八年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成二十七年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

2　新規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

告　示

○金融庁告示第十号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を次のように改正し、平成二十八年三月三十一日から適用する。

平成二十八年三月二十八日

金融庁長官　森　信親

（保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第一条　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税効果会計」の下に「（貸借対照表又は日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　規則第八十六条第一項第五号の合計額、第百六十一条第一項第五号の合計額又は第百九十条第一項第五号の合計額（当該合計額がそれぞれ零を下回る場合に限る。）

第一条第二項中「ただし、保険会社（外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。ただし、外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において有するものに限る。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百」を「規則第八十六条第一項第五号の合計額、第百六十一条第一項第五号の合計額又は第百九十条第一項第五号の合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百」に改め、同条第三項中「ただし、保険会社」を「保険会社（外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）及び引受社員を含む。次条第二項を除き、以下同じ。）」に、「場合には」を「場合にあっては」に改め、同条第四項第三号中「ただし、」を削り、「ある会社」を「ある保険会社」に、「あっては零とする。」を「あっては、零」に、「財務諸表等規則」を「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。別表第七において「財務諸表等規則」という。）」に改める。

（保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第二条　保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「税効果会計」の下に「（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「ただし、保険会社及びその連結子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等であって連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社及びその連結子法人等が有するその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）の連結貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百」を「規則第八十六条の二第一項第六号の合計額又は第二百十条の十一の三第一項第六号の合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百」に改め、同条第五項第二号を次のように改める。

二　規則第八十六条の二第一項第六号の合計額又は第二百十条の十一の三第一項第六号の合計額（当該合計額がそれぞれ零を下回る場合に限る。）

○金融庁財務省告示第一号

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）の規定に基づき、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月三十一日から適用する。

平成二十八年三月二十八日

金融庁長官　森　信親

財務大臣　麻生　太郎